

【説明事例 81】（道路）橋梁上部工設置工事及び橋梁下部工設置工事に伴う一時使用地の説明例

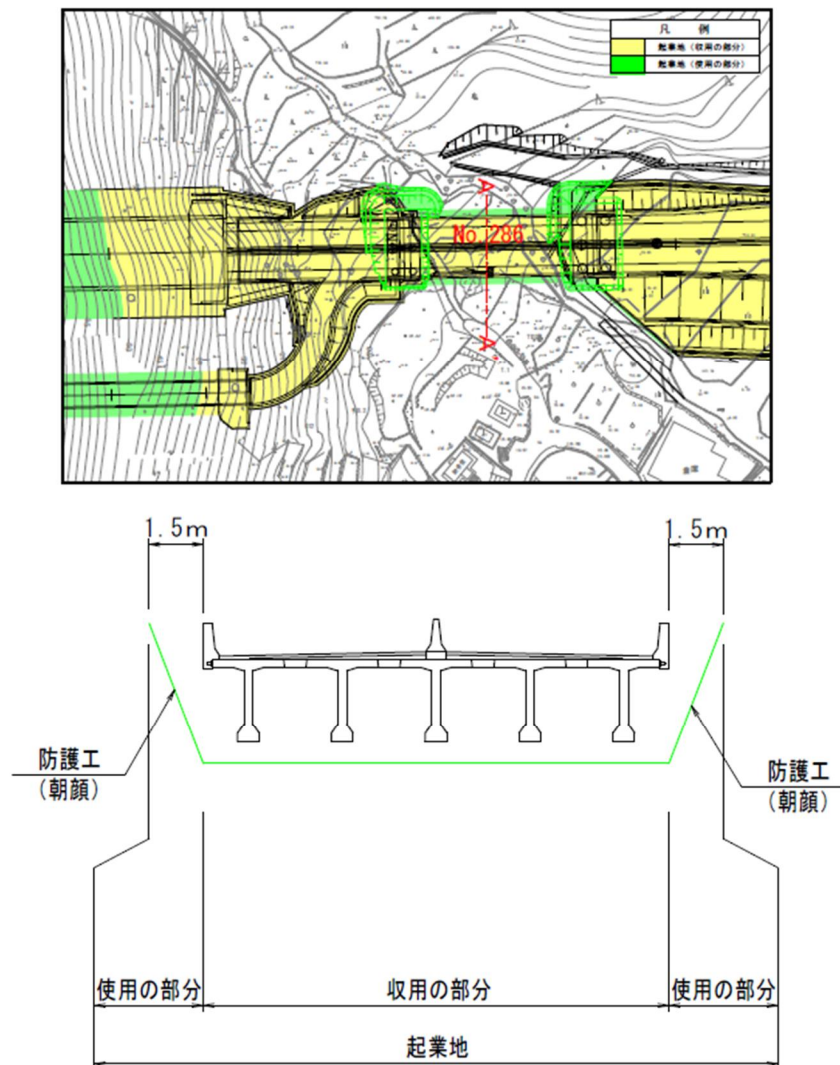
○橋梁上部工設置工事に伴う一時使用地について

本件事業計画で施工する橋梁上部工設置工事に必要不可欠な防護工設置工事が工事期間中一時的に必要となるため、これらを使用の部分として施工するものである。

防護工の幅の決定にあたっては、道路構造令や起業者で統一的に用いられている内規等に定めがないことから、起業者では「足場工・防護工の施行計画の手引き（一般社団法人日本橋梁建設協会）」（以下「手引き」という。）を参考に決定することとし、防護工の幅は手引き P3-1 により橋梁の地覆から外側に 1.5m とした。

なお、この 1.5m 幅については、橋梁の主桁の工事期間中、地上から防護工までの空間を使用するものである。

計画平面図及び横断面図



### ○橋梁下部工設置工事に伴う一時使用地について

本件事業計画で施工する橋梁下部工設置工事に必要不可欠な床掘工事が工事期間中一時的に必要となるため、これらを使用の部分として施工するものである。

床掘工事に必要な床掘勾配及び余裕幅は、道路構造令に定めがないことから、起業者で統一的に用いられている〇〇要領により次のとおり決定した。

オープン掘削で掘削面の高さ1 m以上5 m未満でフーチング高さ2 m以上の場合

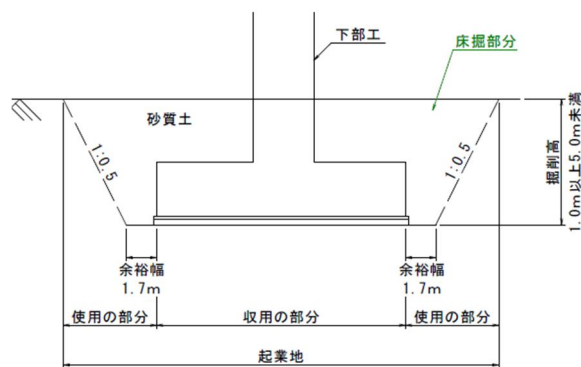
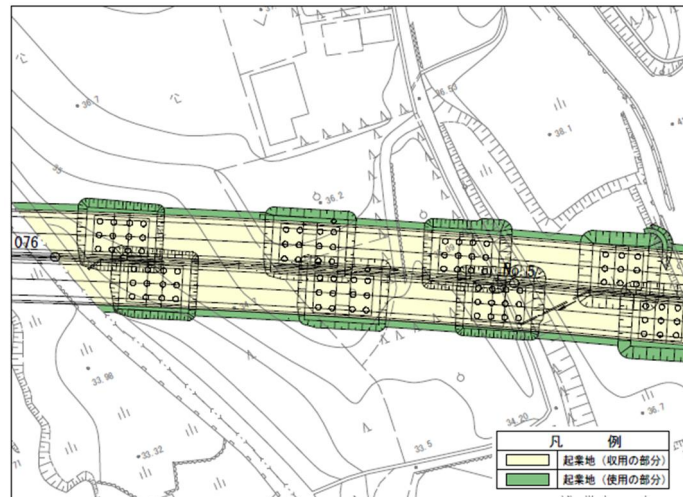
#### (1) 床掘勾配

床掘り部の地質が砂質土であることから1:0.5とした。

#### (2) 余裕幅

オープン掘削で足場工を必要とし、フーチング高さが2.0m以上であることから1.7mとした。

### 計画平面図及び横断面図



## 【説明事例 82】（道路）トンネル坑口部の収用及び使用の別についての説明例

### ■ トンネル坑口部の起業地範囲について

トンネル坑口部としての範囲は、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」（平成 15 年 11 月 社団法人日本道路協会）によると、土被りが小さく、地山がアーチ作用によって保持できない範囲（ $1 \sim 2D$ ）であるとされている。

したがって、トンネル坑口部は、必要最小限の範囲として土被り高さ  $1.0D$  までの範囲を収用の部分とした。

また、土被り  $1.0D$  を超えるトンネル一般部については、ロックボルト長を合わせた範囲を使用の部分とした。

## 6. 坑口の設計

### 6-1 坑口部の設計

坑口部の設計は、地山条件、立地条件などについて得られた精度の高い調査結果をもとに、斜面の安定、周辺構造物への影響等を考慮して行わなければならない。

#### 【解説】

トンネルの坑口部は一般に土被りが小さく、地山がアーチ作用によって保持できない部分であり、今までの実績によると、通常、図-3.6.1に示すように、土被りが  $1 \sim 2D$ （ $D$ は掘削幅）の範囲である。ただし、坑口部の範囲を限定することは、地形・地質・周辺環境により異なるため難しく、地山条件が良好な堅岩の場合、洪積層台地のように地形勾配がなだらかな場合などにおいては、個々のトンネルの地山条件を考慮してその範囲を定めるものとする。

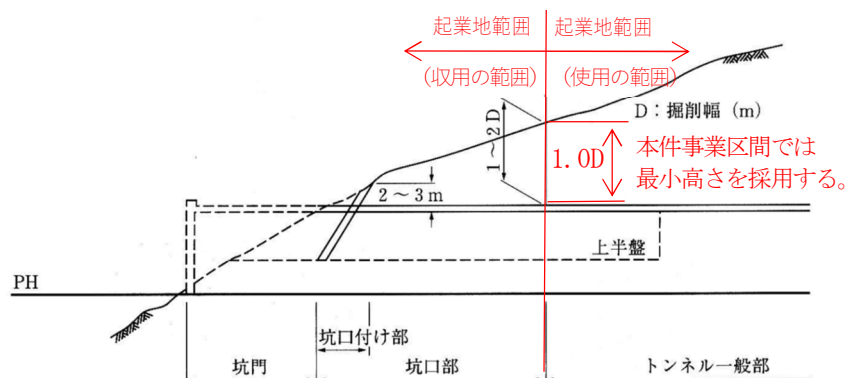
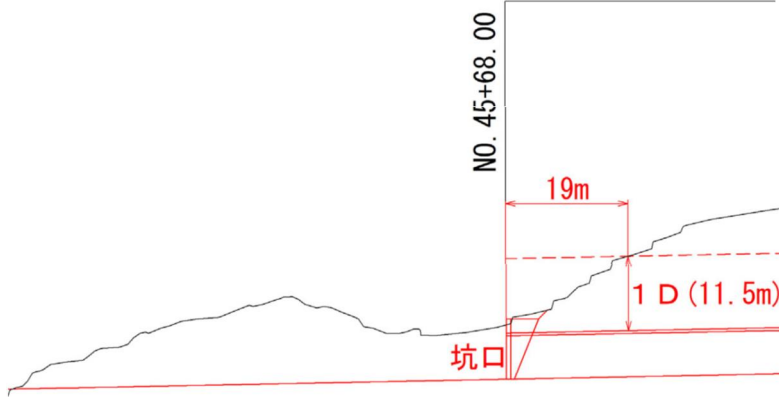


図-3.6.1 標準的な坑口部の範囲

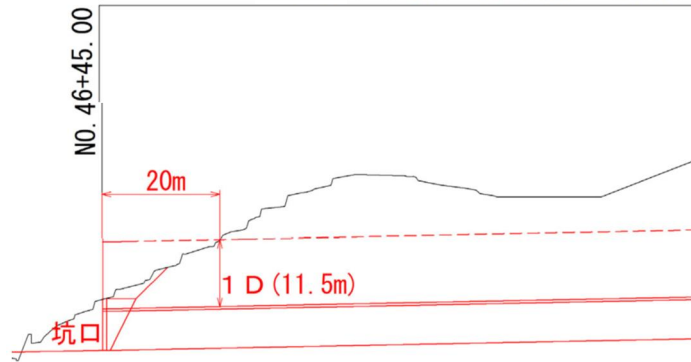
「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」（平成 15 年 11 月 社団法人日本道路協会）

【トンネル縦断面図】

〇〇 トンネル（上り線）（仮称）



〇〇 トンネル（下り線）（仮称）



起業地表示図

